

個人情報の開示について

個人情報保護法第 25 条第 1 項において、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、②健康保険組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、③他の法令に違反することとなる場合、をのぞき、書面の交付による方法（開示の求めを行なった者が同意した方法があるときは、当該方法）により、当該保有個人データを開示しなければならない、とされています。

当健康保険組合は、個人情報保護法の規定に従い、本人からその保有する個人情報の開示を求められたときは、次の手続きにて対応いたします。

1. 請求者は「個人情報開示請求書」を記載し、請求者の本人確認ができる証明書類を添付の上、健康保険組合へ提出する。
2. 健康保険組合は「個人情報開示請求書」の内容確認後、開示の可否を決する。
3. 健康保険組合は、開示を決定したときは、書面の交付または請求者が同意した方法により開示する。
4. 健康保険組合は、開示しない旨を決定したときは、本人に対し、その旨と理由を通知する。

なお、診療報酬明細書等に関する個人情報については、別途「診療報酬明細書等の開示規程」および「診療報酬明細書等の開示に係る事務要領」に基づいて対応いたします。

以 上